

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第95回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和元年5月24日（金）10時27分～10時38分
於・総務省 第1特別会議室（中央合同庁舎第2号館 8階）

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

川濱 昇（部会長）、三友 仁志（部会長代理）、大谷 和子、
藤井 威生、森 亮二、山下 東子、吉田 裕美子

（以上7名）

（2）総務省

秋本電気通信事業部長、大村料金サービス課長、
大塚料金サービス課企画官

第3 議題

- （1）部会長の選任及び部会長代理の指名について
- （2）委員会への所属の指名及び委員会の主査の指名について
- （3）報告事項
 - ア 合算番号単価の修正について

開 会

○佐藤情報流通行政局総務課課長補佐 定刻より少し前でございますが、皆様おそろいですので、会議を進めさせていただければと思います。

ただいまから第95回情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催致します。

本日はご出席の委員の皆様が4月18日に任命されてから初めての会合でございますので、部会長が選任されるまでの間、事務局において議事の進行を務めさせていただきます。

本日は、委員8名中、7名がご出席いただいておりますので、定足数を満たしております。それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

まず初めに、部会長の選任をお願いしたいと思います。

議 題

(1) 部会長の選任及び部会長代理の指名について

○佐藤情報流通行政局総務課課長補佐 情報通信行政・郵政行政審議会令第6条第3項の規定によりまして、部会長につきましては委員の互選により選任する旨を定めておりますが、どなたかご推薦等はございますでしょうか。

大谷委員、お願い致します。

○大谷委員 はい、大谷でございます。

私からは、川濱委員を推薦させていただきたいと存じます。川濱委員は、独占禁止法や知的財産権を専門とする法律の学者として、また、電気通信分野においては、消費者保護の分野において、豊かな専門的な知識、そして長年の経験をお持ちでございます。そして、この総務省においても、「競争評価アドバイザーボード」の構成員として、ご参画いただきまして、法律、それだけではなく、利用者保護の側面からも多くのご提案をいただいたと承知しております。情報通信行政にもご造詣が深く、適任と思われまますので、ぜひともお願いしたいと存じます。

○佐藤情報流通行政局総務課課長補佐 ただいま、大谷委員から川濱委員を部会長にとのご推薦がございました。皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐藤情報流通行政局総務課課長補佐 川濱委員、よろしゅうございますか。

○川濱委員 ありがとうございます。微力でございますが、務めさせていただきます。

○佐藤情報流通行政局総務課課長補佐 ありがとうございます。

それでは川濱委員を電気通信事業部会部会長に選任することとし、この後の議事につきましては、川濱部会長にお願いしたいと思います。

それでは、川濱部会長、部会長席にお移りいただき、議事の進行をお願い致します。

○川濱部会長 京都大学大学院法学研究科の川濱でございます。

ただいま、部会長に選任されましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。ちょうど平成の時代が終わりましたが、この平成の30年間というのは、社会の進歩の中で、どの進歩に関しても、電気通信事業が根底にあると。それで本部会は、電気通信事業分野の基礎とも言える接続料、ユニバーサルサービスなど、多岐の問題に関して検討をする部会でございます。効率的に迅速に審議を進めていく必要もございますので、各委員の皆様のご協力をお願い申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。まず、私が部会長として審議会を主宰できない場合の代行をお願いする部会長代理を決めておきたいと思います。部会長代理は、情報通信行政・郵政行政審議会令第6条第5項の規定により部会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。

部会長代理は、三友委員にお願いしたいと思います。お受けいただけますでしょうか。

○三友委員 ありがとうございます。

○川濱部会長 ありがとうございます。

それでは、三友委員、部会長代理席にお移りください。

それでは、三友先生、一言ご挨拶をお願い致します。

○三友部会長代理 ご指名にあずかりました三友でございます。

部会長代理といたしまして、川濱部会長を補佐し、皆様のご協力も得ながら的確、且つ、適切に議事を進めるよう、少しでも貢献したいと思いますので、よろしくお願い致します。

(2) 委員会への所属の指名及び委員会の主査の指名について

○川濱部会長 次に、部会のもとにございます委員会の、構成員と主査の指名を行いたいと思います。委員会の構成については、委員就任の内諾をいただく際、

事務局のほうから就任の件とあわせてご相談させていただいていると伺っております。それでは、各委員の名簿の配付をお願いします。

(名簿配付)

○川濱部会長　ご覧いただいたと思いますが、私としてはこの案のような形でご所属いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川濱部会長　では、一覧のとおり指名致しますので、今後の委員会の運営をよろしくお願い致します。

(3) 報告事項

ア 合算番号単価の修正について

○川濱部会長　それでは議事を進めてまいります。

本日は、報告事項1件でございます。合算番号単価の修正について、総務省からご説明をお願い致します。

○大村料金サービス課長　基礎的電気通信役務の提供に係る交付金制度、いわゆるユニバーサルサービス制度の合算番号単価の修正について、資料95-1に基づきましてご説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。まず、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び交付方法並びに負担金の額及び徴収方法につきましては、昨年9月に基礎的電気通信役務支援機関である電気通信事業者協会から申請を受けまして、当審議会に諮問をさせていただき、12月にご答申をいただき、認可をいたしております。

合算番号単価の算定方法でございますように、支援機関が認可を受けた負担金を徴収するために、総務省が定めました告示に基づきまして、毎年度、電気通信番号の使用数に応じた負担金を徴収するために用いる「合算番号単価」を算定しているものでございます。この合算番号単価につきましては、実態として各事業者において、各利用者に毎月ご負担をいただいているという形になっているものでございます。この合算番号単価ですが、毎年度、4月時点で、その後の負担金の徴収見込額が当初の負担金の総額に比べて著しく乖離することが見込まれる場合には、7月以降に適用される合算番号単価を修正するという制度になってございます。

この算定方法のもとで、当初の合算番号単価は、2.3656円を四捨五入して2円でございます。

続いて、支援機関が、4月時点で今後の負担金の徴収見込みを試算したところ、

この乖離が著しくなる見込みとなりました。具体的には負担金の総額を満たすために必要な金額に到達するのが来年3月となるということが見込まれることから、合算番号単価について3円、具体的には、2.7797円を四捨五入して3円に修正することとしたということでございまして、4月24日付で、支援機関から総務大臣宛てに2円から3円に修正する旨の通知があったものでございます。簡単ですが、以上でございます。

○川瀆部会長　　ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○川瀆部会長　　それでは、以上で本日の審議は終了いたしました。

委員の皆様から、何かございますでしょうか。

それでは、事務局のほうからは何かございませんでしょうか。

○佐藤情報流通行政局総務課課長補佐　　次回の日程につきまして、来月、6月21日、金曜日、14時からを予定しております。詳細につきましては、別途ご連絡を差し上げますので、皆様よろしくお願い致します。

○川瀆部会長　　それでは、以上をもちまして本日の会議を終了致します。どうもありがとうございました。

閉　　会